

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十五年三月十一日

栃木県知事 福 田 富 一

## 栃木県条例第二十一号

### 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

#### 目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
- 第二章 療養介護（第四条―第三十二条）
- 第三章 生活介護（第三十三条―第五十条）
- 第四章 自立訓練（機能訓練）（第五十一条―第五十五条）
- 第五章 自立訓練（生活訓練）（第五十六条―第六十条）
- 第六章 就労移行支援（第六十一条―第六十九条）
- 第七章 就労継続支援A型（第七十条―第八十四条）
- 第八章 就労継続支援B型（第八十五条―第八十七条）
- 第九章 多機能型に関する特例（第八十八条―第九十条）
- 第十章 雑則（第九十一条）

附則

#### 第一章 総則

（趣旨）

**第一条** この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八十条第一項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

**第二条** この条例における用語の意義は、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。
- 二 常勤換算方法 事業所の職員の延べ勤務時間数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

三 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を

総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「省令」という。）第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（同条第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（省令第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（同条第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、医療型児童発達支援（同条第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、放課後等デイサービス（同条第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第五項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（障害福祉サービス事業者の一般原則）

**第三条** 障害福祉サービス事業を行う者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）（次章から第八章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき当該利用者に対し障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、当該利用者に対し適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 障害福祉サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第二章 療養介護

（基本方針）

**第四条** 療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第二条の二に規定する者に対し、当該者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（構造設備）

**第五条** 療養介護の事業を行う者（以下「療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「療養介護事業所」という。）の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(管理者の資格要件)

**第六条** 療養介護事業所の管理者は、医師でなければならない。

(運営規程)

**第七条** 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
  - 二 職員の職種、員数及び職務の内容
  - 三 利用定員
  - 四 療養介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
  - 五 サービスの利用に当たつての留意事項
  - 六 緊急時等における対応方法
  - 七 非常災害対策
  - 八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
  - 九 虐待の防止のための措置に関する事項
  - 十 その他運営に関する重要事項
- (非常災害対策)

**第八条** 療養介護事業者は、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下「非常災害」という。）に備えるため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、療養介護事業所の周辺の地域の環境、利用者の特性等を踏まえて、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下この条において「計画」という。）を作成しなければならない。

2 療養介護事業者は、計画に基づき、非常災害の発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、計画及び当該体制を職員及び利用者にも周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 療養介護事業者は、計画を作成した後においても、定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行わなければならない。

(記録の整備)

**第九条** 療養介護事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該療養介護を提供した日から五年間保存しなければならない。

- 一 第十七条第一項に規定する療養介護計画に係る記録
- 二 第二十八条第二項に規定する身体拘束等の記録
- 三 第三十条第二項に規定する苦情の内容等の記録

四 第三十二条第二項に規定する事故の状況及びその際に採った処置についての記録  
(規模)

第十条 療養介護事業所は、二十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならぬ。

(設備)

第十一条 療養介護事業所の設備の基準は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に基づき病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を備えなければならない。

2 前項に規定する設備は、専ら当該療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(職員及びその員数)

第十二条 療養介護事業者が療養介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

一 管理者 一人

二 医師 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十五条第四項第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準により算定した員数以上

三 看護職員(看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。) 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を二で除した数以上

四 生活支援員 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四で除した数以上。ただし、看護職員が常勤換算方法で利用者の数を二で除した数以上置かれている療養介護の単位については、その置かれている看護職員の数から利用者の数を二で除した数を控除した数を、生活支援員の数に含めることができるものとする。

五 サービス管理責任者(障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として知事が定めるものをいう。以下同じ。) 療養介護事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 利用者の数が六十以下 一人以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一人に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数とする。

3 第一項の療養介護の単位は、療養介護であつて、その提供が一人又は二人以上の利用者に対し同時かつ一体的に行われるものをいい、複数の療養介護の単位を置く場合における療養介護の単位の利用定員は、二十人以上とする。

4 第一項に規定する療養介護事業所の職員(同項第一号から第三号までに掲げる者を除く。)は、専ら当該療養介護事業所の職務に従事する者又は療養介護の単位ごとに専ら当該

療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該療養介護事業所の他の業務に従事し、又は当該療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

6 第一項第四号の生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

7 第一項第五号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十三条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況及びその置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(障害福祉サービス事業者等との連携等)

第十四条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、地域と家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

2 療養介護事業者は、療養介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対し適切な援助を行うとともに、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(療養介護事業者が利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第十五条 療養介護事業者が療養介護を提供する利用者に対し金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させる場合であつて、当該利用者に支払を求めることが適当であるときに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該利用者に対し、当該金銭の用途及び額並びに当該支払を求める理由を記載した書面を交付して説明し、その同意を得なければならない。

(療養介護の取扱方針)

第十六条 療養介護事業者は、次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 療養介護事業所の職員は、療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明しなければならない。

3 療養介護事業者は、その提供する療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(療養介護計画の作成等)

**第十七条** 療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に、療養介護に係る個別支援計画(以下「療養介護計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、前項に規定する療養介護計画の作成(以下「療養介護計画の作成」という。)に当たっては、利用者について、その有する能力、その置かれている環境、その日常生活全般の状況等の評価を通じて、適切な方法により、当該利用者の希望する生活、課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、適切な支援内容を検討しなければならない。

3 アセスメントは、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、当該利用者に対し面接の趣旨を十分に説明し、その理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、療養介護の目標及びその達成時期、療養介護を提供する上での留意事項等を定めた療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、療養介護計画の原案には、当該療養介護事業所が提供する療養介護以外の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携も含めて定めるよう努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項の療養介護計画の原案の内容容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、利用者又はその家族に対し第四項の療養介護計画の原案の内容について説明し、書面により当該利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成をした際には、当該利用者に対し当該療養介護計画を記載した書面を交付しなければならない。

8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成をした後、当該療養介護計画の実施状況の把握(当該利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも六月に一回以上当該療養介護計画の見直しを行い、必要に応じ当該療養介護計画の変更を行うものとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところによらなければならない。

- 一 定期的に利用者に面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第二項から第七項までの規定は、第八項の療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

**第十八条** サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものと

する。

一 利用の申込みの際し、当該利用の申込みをした者に係る障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該療養介護事業所以外の事業所等における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に適切な支援内容を検討するとともに、自立した日常生活を営むことができるよう認められる利用者に対し必要な支援を行うこと。

三 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。  
(相談及び援助)

**第十九条** 療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、当該利用者又はその家族からの相談に適切に応ずるとともに、これらの者に對し必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(機能訓練)

**第二十条** 療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

**第二十一条** 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 療養介護事業者は、前三項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

5 療養介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該療養介護事業所の職員以外の方による看護及び介護を受けさせてはならない。

(その他のサービスの提供)

**第二十二条** 療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

**第二十三条** 職員は、現に療養介護の提供を行っている時に当該利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、他の専門医療機関に対する連絡その他の必要な措置を

講じなければならない。

(管理者の責務)

**第二十四条** 療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の職員にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮又は命令をするものとする。

(勤務体制の確保等)

**第二十五条** 療養介護事業者は、利用者に対し適切な療養介護を提供できるよう、療養介護事業所ごとに、その職員の勤務体制を定めておかななければならない。

2 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、その職員により療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 療養介護事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

**第二十六条** 療養介護事業者は、利用定員を超えて療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

**第二十七条** 療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び利用者の飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 療養介護事業者は、療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(身体拘束等の禁止)

**第二十八条** 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他当該利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の当該利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(秘密保持等)

**第二十九条** 療養介護事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 療養介護事業者は、職員及び管理者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。



3 療養介護事業者は、他の療養介護事業者等に対し利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、書面により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(苦情解決)

**第三十条** 療養介護事業者は、その提供した療養介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 療養介護事業者は、その提供した療養介護に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 療養介護事業者は、市町村から求めがあつた場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

**第三十一条** 療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力その他の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

**第三十二条** 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に対し連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、前項の事故の状況及びその際に採った処置について、記録しなければならない。

3 療養介護事業者は、第一項に規定する場合であつて、当該利用者の損害の賠償をすべきときには、速やかに、当該損害の賠償をしなければならない。

### 第三章 生活介護

(基本方針)

**第三十三条** 生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第二条の四に規定する者に対し、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(構造設備)

**第三十四条** 生活介護の事業を行う者(以下「生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「生活介護事業所」という。)の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(管理者の資格要件)

**第三十五条** 生活介護事業所の管理者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（運営規程）

**第三十六条** 生活介護事業者は、生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 生活介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービスの利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- 十一 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十二 その他運営に関する重要事項

（規模）

**第三十七条** 生活介護事業所は、二十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域で知事が定めるものうち将来的にも利用者の確保の見込みがないと知事が認めるものにおいて事業を行う生活介護事業所については、十人以上とすることができる。

（設備）

**第三十八条** 生活介護事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 訓練・作業室 次のとおりとすること。
  - イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
  - ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- 二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- 三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- 四 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 第一項の相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、相互に兼ねることができる。

4 第一項に規定する設備は、専ら当該生活介護事業所の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(職員及びその員数)

**第三十九条** 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

一 管理者 一人

二 医師 利用者に対し日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

三 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に定める数

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる平均障害程度区分（知事が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める数とする。

(1) 平均障害程度区分が四未満 利用者の数を六で除した数以上

(2) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数以上

(3) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数以上

ロ 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、一人以上とする。

ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対し日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合において、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

ニ 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、一人以上とする。

四 サービス管理責任者 生活介護事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 利用者の数が六十以下 一人以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一人に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数とする。

3 第一項の生活介護の単位は、生活介護であつて、その提供が一人又は二人以上の利用者に対し同時かつ一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合における生活介護の単位の利用定員は、二十人以上とする。

4 第一項第三号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有す

る看護師その他の者を、機能訓練指導員として置くことができる。

5 第一項（第一号を除く。）及び前項に規定する生活介護事業所の職員は、専ら当該生活介護事業所の職務に従事する者又は生活介護の単位ごとに専ら当該生活介護の提供に当たる者でなければならぬ。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならぬ。ただし、生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該生活介護事業所の他の業務に従事し、又は当該生活介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

7 第一項第三号の生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならぬ。

8 第一項第四号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならぬ。  
（従たる事業所を設置する場合における特例）

**第四十条** 生活介護事業者は、生活介護事業所における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）のほか、これと一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所は、六人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならぬ。

3 第一項の場合において、生活介護事業者は、主たる事業所又は従たる事業所ごとに、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する常勤の職員（管理者及びサービス管理責任者を除く。）を、それぞれ一人以上置かなければならぬ。

（サービス提供困難時の対応）

**第四十一条** 生活介護事業者は、生活介護の利用の申込みがあつた場合において、生活介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、当該利用の申込みをした者に対し自ら適切な生活介護を提供することが困難であると認めたときは、速やかに、適当な他の生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

（介護）

**第四十二条** 介護は、利用者の心身の状況に応じて、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 生活介護事業者は、前三項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活に必要な支援を適切に行わなければならない。

5 生活介護事業者は、常に一人以上の職員を介護に従事させなければならない。

6 生活介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該生活介護事業所の職員以外の者

による介護を受けさせてはならない。

(生産活動)

**第四十三条** 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

3 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防じん設備、消火設備等の設置その他の生産活動を安全に行うために必要な措置を適切に講じなければならない。

(工賃の支払)

**第四十四条** 生活介護事業者は、生産活動に従事している者に、工賃として、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を支払わなければならない。

(食事)

**第四十五条** 生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無(当該提供を行う場合にあつては、その内容及び費用に関する事項を含む。)について説明し、その同意を得なければならない。

2 生活介護事業者は、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮して適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うために必要な栄養管理を行わなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であつて、生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(健康管理)

**第四十六条** 生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、当該利用者の健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(緊急時等の対応)

**第四十七条** 職員は、現に生活介護の提供を行っている時に当該利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、医療機関に対する連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

**第四十八条** 生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び利用者の飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機

械器具等の管理を適正に行わなければならない。

- 2 生活介護事業者は、生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

**第四十九条** 生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

(準用)

**第五十条** 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで及び第二十八条から第三十二条までの規定は、生活介護の事業について準用する。

#### 第四章 自立訓練（機能訓練）

(基本方針)

**第五十一条** 自立訓練（機能訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第六条の七第一号に規定する者に対し、省令第六条の六第一号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(職員及びその員数)

**第五十二条** 自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 管理者 一人
- 二 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に定める数
  - イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。
  - ロ 看護職員の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一人以上とする。
  - ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一人以上とする。
- ニ 生活支援員の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一人以上とする。
- 三 サービス管理責任者 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数
  - イ 利用者の数が六十以下 一人以上
  - ロ 利用者の数が六十一以上 一人に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

- 2 自立訓練（機能訓練）事業者が、自立訓練（機能訓練）事業所における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅の訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する場合は、当該自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、前項に規定する員数の職員に加えて、当該訪問による自

立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数とする。

4 第一項第二号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を、機能訓練指導員として置くことができる。

5 第一項（第一号を除く。）、第二項及び前項に規定する自立訓練（機能訓練）事業所の職員は、専ら当該自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練（機能訓練）事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練（機能訓練）事業所の他の業務に従事し、又は当該自立訓練（機能訓練）事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

7 第一項第二号の看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

8 第一項第二号の生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

9 第一項第三号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

（訓練）

**第五十三条** 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じて、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

2 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者がその有する能力を活用することにより自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 自立訓練（機能訓練）事業者は、常に一人以上の職員を訓練に従事させなければならない。

4 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、その負担により、当該自立訓練（機能訓練）事業所の職員以外の者による訓練を受けさせてはならない。

（地域生活への移行のための支援）

**第五十四条** 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第六十二条第一項に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携して、必要な調整を行わなければならない。

2 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。

（準用）

**第五十五条** 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、

第二十八条から第三十二条まで、第三十四条から第三十八条まで、第四十条、第四十一条及び第四十五条から第四十九条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第十七条第八項中「六月」とあるのは、「三月」と読み替えるものとする。

## 第五章 自立訓練（生活訓練）

（基本方針）

**第五十六条** 自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第六条の七第二号に規定する者に対し、省令第六条の六第二号に規定する期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（規模）

**第五十七条** 自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（生活訓練）事業所」という。）は、二十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域で知事が定めるもののうち将来的にも利用者の確保の見込みがないと知事が認めるものにおいて事業を行う自立訓練（生活訓練）事業所（宿泊型自立訓練（省令第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）のみを行うものを除く。）については、十人以上とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う自立訓練（生活訓練）事業所は、宿泊型自立訓練に係る十人以上の人員及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）に係る二十人以上（前項ただし書の知事が認める地域において事業を行うものにあつては、十人以上）の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

（設備）

**第五十八条** 自立訓練（生活訓練）事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該自立訓練（生活訓練）事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室 次のとおりとすること。

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

四 便所 利用者の特性に応じたものであること。



3 宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、第一項に規定する設備のほか、居室及び浴室を設けるものとし、その基準は、次のとおりとする。ただし、宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、同項の訓練・作業室を設けないことができる。

一 居室 次のとおりとすること。

イ 一の居室の定員は、一人とすること。

ロ 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

二 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

4 第一項の相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、相互に兼ねることができる。

5 第一項及び第三項に規定する設備は、専ら当該自立訓練（生活訓練）事業所の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 宿泊型自立訓練の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「宿泊型自立訓練事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

7 前項の規定にかかわらず、宿泊型自立訓練事業所の建物が、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物であつて、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認められたものであるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等により火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

（職員及びその員数）

**第五十九条** 自立訓練（生活訓練）事業者が自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

一 管理者 一人

二 生活支援員 自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、イに掲げる利用者の数を六で除した数とロに掲げる利用者の数を十で除した数との合計数以上

- イ ロに掲げる利用者以外の利用者
  - ロ 宿泊型自立訓練の利用者
  - 三 地域移行支援員 宿泊型自立訓練を行う場合は、自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、一人以上
  - 四 サービス管理責任者 自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数
    - イ 利用者の数が六十以下 一人以上
    - ロ 利用者の数が六十一以上 一人に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上
- 2 健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いている自立訓練（生活訓練）事業所については、前項第二号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「自立訓練（生活訓練）事業所」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、自立訓練（生活訓練）事業所」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、それぞれ一人以上とする。
- 3 自立訓練（生活訓練）事業者が、自立訓練（生活訓練）事業所における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅の訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する場合は、当該自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、前二項に規定する員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。
- 4 第一項（第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数とする。
- 5 第一項（第一号を除く。）及び第二項に規定する自立訓練（生活訓練）事業所の職員は、専ら当該自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 6 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練（生活訓練）事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練（生活訓練）事業所の他の業務に従事し、又は当該自立訓練（生活訓練）事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 7 第一項第二号又は第二項の生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- 8 第一項第四号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

**第六十条** 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条から第三十六条まで、第四十条、第四十一条、第四十五条から第四十九条まで、第五十三条及び第五十四条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第十七条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第四十条第二項中「六人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活

訓練)については六人以上、宿泊型自立訓練については十人以上」と読み替えるものとする。

## 第六章 就労移行支援

(基本方針)

**第六十一条** 就労移行支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第六条の九に規定する者に対し、省令第六条の八に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(職員及びその員数)

**第六十二条** 就労移行支援の事業を行う者(以下「就労移行支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「就労移行支援事業所」という。)に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

一 管理者 一人

二 職業指導員及び生活支援員 次に定める数

イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。

ロ 職業指導員の数は、就労移行支援事業所ごとに、一人以上とする。

ハ 生活支援員の数は、就労移行支援事業所ごとに、一人以上とする。

三 就労支援員 就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上

四 サービス管理責任者 就労移行支援事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 利用者の数が六十以下 一人以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一人に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数とする。

3 第一項(第一号を除く。)に規定する就労移行支援事業所の職員は、専ら当該就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労移行支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労移行支援事業所他の業務に従事し、又は当該就労移行支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

5 第一項第二号の職業指導員及び生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

6 第一項第三号の就労支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

7 第一項第四号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

(認定就労移行支援事業所の職員及びその員数)

#### 第六十三条

前条の規定にかかわらず、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）に基づく学校又は養成施設として認定されている就労移行支援事業所（以下「認定就労移行支援事業所」という。）に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

一 管理者 一人

二 職業指導員及び生活支援員 次に定める数

イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。

ロ 職業指導員の数は、就労移行支援事業所ごとに、一人以上とする。

ハ 生活支援員の数は、就労移行支援事業所ごとに、一人以上とする。

三 サービス管理責任者 就労移行支援事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 利用者の数が六十以下 一人以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一人に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

2 前条第二項から第五項まで及び第七項の規定は、前項に規定する認定就労移行支援事業所の職員について準用する。

(設備)

#### 第六十四条

第三十八条の規定は、就労移行支援事業所の設備について準用する。

2 前項の規定にかかわらず、認定就労移行支援事業所にあつては、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づき学校又は養成施設として必要とされる設備を有することで足りるものとする。

(実習の実施)

#### 第六十五条

就労移行支援事業者は、利用者が第六十九条において準用する第十七条第一項に規定する就労移行支援計画に基づいて実習を行うことができるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校その他の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

**第六十六条** 就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

**第六十七条** 就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

(就職状況の報告)

**第六十八条** 就労移行支援事業者は、毎年度、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を県に報告しなければならない。

(準用)

**第六十九条** 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条から第三十七条まで、第四十条、第四十一条、第四十三条から第四十九条まで及び第五十三条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十七条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第三十七条ただし書及び第四十条第一項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

## 第七章 就労継続支援A型

(基本方針)

**第七十条** 就労継続支援A型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら省令第六条の十第一号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(管理者の資格要件)

**第七十一条** 就労継続支援A型の事業を行う者（以下「就労継続支援A型事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労継続支援A型事業所」という。）の管理者は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又は企業を営んだ経験を有する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(規模)

**第七十二条** 就労継続支援A型事業所は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

2 第七十七条ただし書に規定する場合には、雇用契約を締結している利用者に係る利用定員

は、十人を下回ってはならず、かつ、雇用契約を締結していない利用者に係る利用定員は、当該就労継続支援A型事業所の利用定員の百分の五十又は九人を超えてはならない。

(設備)

**第七十三条** 就労継続支援A型事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該就労継続支援A型事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室 次のとおりとすること。

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

四 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 第一項の訓練・作業室は、就労継続支援A型の提供に支障がない場合は、設けないことができる。

4 第一項の相談室、多目的室その他運営上必要な設備は、利用者の支援に支障がない場合は、相互に兼ねることができる。

5 第一項に規定する設備は、専ら当該就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(職員及びその員数)

**第七十四条** 就労継続支援A型事業者が就労継続支援A型事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

一 管理者 一人

二 職業指導員及び生活支援員 次に定める数

イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。

ロ 職業指導員の数は、就労継続支援A型事業所ごとに、一人以上とする。

ハ 生活支援員の数は、就労継続支援A型事業所ごとに、一人以上とする。

三 サービス管理責任者 就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 利用者の数が六十以下 一人以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一人に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推

定数とする。

3 第一項（第一号を除く。）に規定する就労継続支援A型事業所の職員は、専ら当該就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労継続支援A型事業所の管理上支障がない場合は、当該就労継続支援A型事業所の他の業務に従事し、又は当該就労継続支援A型事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

5 第一項第二号の職業指導員及び生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

6 第一項第三号のサービスマニージャーのうち一人以上は、常勤でなければならない。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

**第七十五条** 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）のほか、これと一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

3 第一項の場合において、就労継続支援A型事業者は、主たる事業所又は従たる事業所ごとに、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する常勤の職員（管理者及びサービスマニージャーを除く。）を、それぞれ一人以上置かなければならない。

（実施主体）

**第七十六条** 就労継続支援A型事業者は、社会福祉法人その他専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第四十四条に規定する子会社以外の者でなければならない。

（雇用契約の締結等）

**第七十七条** 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。ただし、就労継続支援A型事業者（多機能型により就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。）が省令第六条の十第二号に規定する者に対し就労継続支援A型を提供する場合は、この限りでない。

（就労）

**第七十八条** 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

（賃金及び工賃）

**第七十九条** 就労継続支援A型事業者は、第七十七条本文の利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、第七十七条ただし書に規定する場合には、当該利用者に、工賃として、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を支払わなければならない。

3 前項の工賃の一月当たりの平均額は、三千円を下回ってはならない。

4 就労継続支援A型事業者は、第二項の利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、同項の工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

(実習の実施)

**第八十条** 就労継続支援A型事業者は、利用者が第八十四条において準用する第十七条第一項に規定する就労継続支援A型計画に基づいて実習を行うことができるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

**第八十一条** 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

**第八十二条** 就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(利用者及び職員以外の者の雇用)

**第八十三条** 就労継続支援A型事業者は、利用者及び職員以外の者を就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

一 利用定員が十以上二十以下 利用定員に百分の五十を乗じて得た数

二 利用定員が二十一以上三十以下 十又は利用定員に百分の四十を乗じて得た数のいずれが多い数

三 利用定員が三十一以上 十二又は利用定員に百分の三十を乗じて得た数のいずれが多い数

(準用)



**第八十四条** 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条、第三十六条、第四十一条、第四十五条から第四十九条まで及び第五十三条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。

## 第八章 就労継続支援B型

(基本方針)

**第八十五条** 就労継続支援B型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第六条の十第二号に規定する者に対し就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(工賃の支払等)

**第八十六条** 就労継続支援B型の事業を行う者(以下「就労継続支援B型事業者」という。)は、利用者に、工賃として、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を支払わなければならない。

2 前項の工賃の一月当たりの平均額(第四項において「工賃の平均額」という。)は、三千元を下回ってはならない。

3 就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 就労継続支援B型事業者は、毎年度、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度における工賃の平均額について、利用者に通知するとともに、県に報告しなければならない。

(準用)

**第八十七条** 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条、第三十六条、第四十一条、第四十三条、第四十五条から第四十九条まで、第五十三条、第七十一条、第七十三条から第七十五条まで及び第八十条から第八十二条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第八十条第一項中「第八十四条」とあるのは、「第八十七条」と読み替えるものとする。

## 第九章 多機能型に関する特例

(規模に関する特例)

**第八十八条** 多機能型による生活介護事業所(以下「多機能型生活介護事業所」という。)、自立訓練(機能訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(機能訓練)事業所」という。)、自立訓練(生活訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(生活訓練)事業所」という。)、就労移行支援事業所(以下「多機能型就労移行支援事業所」という。)、就労継続支援A型事業所(以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。)、又は就労継続支援B型事業所(以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。)(以下「多機能型事業所」とい

う。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型による指定児童発達支援(指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年栃木県条例第二十五号。以下「指定通所支援基準条例」という。))第五条に規定する指定児童発達支援をいう。)の事業、指定医療型児童発達支援(指定通所支援基準条例第六十二条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。)の事業又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第七十二条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)の事業(以下「多機能型児童発達支援事業等」という。)を一体的に行う場合にあつては、これらの事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が二十人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。

一 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練(機能訓練)事業所及び多機能型就労移行支援事業所(認定就労移行支援事業所を除く。) 六人以上

二 多機能型自立訓練(生活訓練)事業所 六人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)を併せて行う場合にあつては、宿泊型自立訓練の利用定員が十人以上であり、かつ、宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)の利用定員が六人以上でなければならない。

三 多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所 十人以上

2 前項の規定にかかわらず、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者を通わせる多機能型生活介護事業所が多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、第三十七条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。

3 多機能型生活介護事業所が、主として重症心身障害児(児童福祉法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。)につき行う多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、第三十七条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。

4 山間のへき地その他の地域で知事が定めるもののうち将来的にも利用者の確保の見込みがないと知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については、第一項中「二十人」とあるのは、「十人」とする。この場合において、地域において障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおいて事業を行う多機能型事業所(多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練(機能訓練)事業所、多機能型自立訓練(生活訓練)事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所に限る。次条第三項において同じ。)については、当該多機能型事業所の利用定員を、一人以上とすることができる。

(職員の員数等に関する特例)

第八十九条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型児

童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。の合計が二十人未満である場合は、第三十九条第七項、第五十二条第七項及び第八項、第五十九条第七項、第六十二条第五項及び第六項並びに第七十四条第五項（第八十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、指定通所支援基準条例の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員（指定通所支援基準条例第六條第一項第二号の児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち一人以上は、常勤としなければならない。

2 多機能型事業所は、第三十九条第一項第四号及び第八項、第五十二条第一項第三号及び第九項、第五十九条第一項第四号及び第八項、第六十二条第一項第四号及び第七項並びに第七十四条第一項第三号及び第六項（これらの規定を第八十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち知事が定めるものを一の事業所とみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、そのうち一人以上は、常勤としなければならない。

一 利用者の数の合計が六十以下 一人以上  
二 利用者の数の合計が六十一以上 一人に、利用者の数の合計が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

3 前条第四項後段の規定によりその利用定員を一人以上とすることができることとされた多機能型事業所は、第三十九条第一項第三号二及び第七項、第五十二条第一項第二号ロ及び二、第七項並びに第八項、第五十九条第一項第二号及び第七項並びに第八十七条において準用する第七十四条第一項第二号及び第五項の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所とみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、第一号に掲げる利用者の数を六で除した数と第二号に掲げる利用者の数を十で除した数との合計数以上とし、そのうち一人以上は、常勤としなければならない。

一 生活介護、自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）の利用者  
二 就労継続支援B型の利用者  
（設備に関する特例）

**第九十条** 多機能型事業所は、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、当該多機能型事業所の設備について、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備と兼ねることができらる。

## 第十章 雑則

（規則への委任）

**第九十一条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

**第一条** この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(宿泊型自立訓練に関する経過措置)

**第二条** 法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「旧精神保健福祉法」という。）第五十条の二第一項第一号に規定する精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）及び法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮（以下「知的障害者通勤寮」という。）についての第五十八条第三項の規定の適用については、同項第一号イ中「一人」とあるのは精神障害者生活訓練施設（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十九号。以下「整備省令」という。）第一条第一号の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設定及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）附則第三条の規定の適用を受けるものを除く。）については「二人以下」と、精神障害者生活訓練施設（同条の規定の適用を受けるものに限る。）及び知的障害者通勤寮については「四人以下」と、同項第一号ロ中「一の居室の面積」とあるのは「利用者一人当たりの床面積」と、「七・四三平方メートル」とあるのは精神障害者生活訓練施設については「四・四平方メートル」と、知的障害者通勤寮については「六・六平方メートル」とする。

**2** 整備省令第一条第六号の規定による廃止前の知的障害者援護施設及设备運営に関する基準（平成十五年厚生労働省令第二十二号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。）附則第四条の規定の適用を受ける知的障害者通勤寮についての第五十八条第三項の規定の適用については、同項第一号イ中「一人」とあるのは「原則として四人以下」と、同号ロ中「七・四三平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」とする。

(身体障害者更生施設等に関する経過措置)

**第三条** 法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下「旧身体障害者福祉法」という。）第二十九条に規定する身体障害者更生施設、旧身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設若しくは旧身体障害者福祉法第三十一条に規定する身体障害者授産施設（以下「身体障害者授産施設」という。）、旧精神保健福祉法第五十条の二第一項第三号に規定する精神障害者福祉ホーム又は法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧知的障害者福祉法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設（以下「知的障害者更生施設」という。）、旧知的障害福祉法

第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設（以下「知的障害者授産施設」という。）若しくは知的障害者通勤寮（それぞれ、平成十八年九月三十日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。）において、療養介護の事業、生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）の事業、自立訓練（生活訓練）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型の事業又は就労継続支援B型の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第十一条第一項、第三十八条第一項（第五十五条及び第六十九条において準用する場合を含む。）、第五十八条第一項又は第七十三条第一項（第八十七条において準用する場合を含む。）の多目的室を設けないことができる。

（従たる事業所に関する経過措置）

**第四条** 身体障害者授産施設又は知的障害者更生施設若しくは知的障害者授産施設が、生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）の事業、自立訓練（生活訓練）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型の事業又は就労継続支援B型の事業を行う場合において、平成十八年九月三十日において現に存する分場（整備省令第三十一条の規定による改正前の身体障害者厚生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成十五年厚生労働省令第二十一号）第五十一条第一項又は旧知的障害者援護施設最低基準第二十三条第二項若しくは第四十七条第二項に規定する分場をいい、それぞれ、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。）を生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所又は就労継続支援B型事業所と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）として設置する場合については、当分の間、第四十条第二項及び第三項（これらの規定を第五十五条、第六十条及び第六十九条において準用する場合を含む。）並びに第七十五条第二項及び第三項（これらの規定を第八十七条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。この場合において、当該従たる事業所に置かれる職員（サービス管理責任者を除く。）のうち一人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。